

公益通報者サポートセンター

TEL 06-6364-6251

相談受付日時は毎週月曜日の正午から午後2時です。(祝祭日、年末年始は除く。)

公益通報について相談したい方のための無料電話相談です。

まずはお気軽にお電話ください

(匿名でもけっこうです)。

詳しい話は、弁護士が面談でうかがいます。

大阪弁護士会ホームページから、インターネットを通じての面談申し込みも可能です。

(<http://soudan.osakaben.or.jp/freetel/index.php>)

大阪弁護士会 無料電話相談



相談の秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

大阪弁護士会は
あなたの勇気を応援します!



- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口①から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1番出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

パンフレットに関するお問い合わせはこちら。

大阪弁護士会
公益通報者サポートセンター 事務局
TEL 06-6364-1227
大阪市北区西天満1-12-5(大阪高等裁判所東側)



内部告発(公益通報)で
お悩みですか?
まずは無料相談へ

大阪弁護士会
Osaka Bar Association since 1880

なんほなんでも
それはあかんやろ...

内部告発

内部告発(公益通報)でお悩みの方は、すぐ相談を!

あなたのいる職場や勤務先のあるなこと、こんなこと、不正な行為を何とかしたいと思ったことはありませんか?

CASE
1



派遣先の工場の排水に基準値以上の薬品が含まれていることを告発したら、派遣元が派遣先から派遣労働者の交代を求められた。

派遣先の事業者は、派遣労働者が内部告発(公益通報)をしたことを理由として、派遣元に派遣労働者の交代を求めてはいけません。

CASE
2



経理担当者が横領していることを告発したら、なぜか自分が降格となった。

事業者は、自ら使用する労働者が内部告発(公益通報)をしたことを理由として、降格などの不利益取り扱いをしてはいけません。

よくある

Q&A



Q どういった不正がありますか。

A たとえば食品の産地偽装やリコール隠し、偽ブランド品の販売、個人情報の不正利用などの事例があります。

Q 相談したことが勤務先に伝わってしまう可能性はありませんか。

A 守秘義務を負った弁護士が相談を受けますので勤務先に伝わることはありません。

Q 匿名で相談することはできますか。

A 匿名でも相談は可能です。

Q 内部告発(公益通報)は会社を裏切るようで、抵抗感があるのですが。

A 内部告発(公益通報)は、違反行為の早期発見・改善により事態の深刻化を防ぎ、会社の信用を早期に回復するというコンプライアンスにも役立つことが期待できます。

内部告発(公益通報)の対象になる行為は多岐にわたりますので、判断に迷われるのは当然です。あなた一人で悩まずにまずはご相談ください。

相談するには



無料電話相談

公益通報者サポートセンター

TEL 06-6364-6251

【相談日】

毎週月曜日(祝祭日は休みです)
正午から午後2時まで



面接相談

必要に応じて面接法律相談をお受けします。
初回のみ無料



インターネット面談予約

インターネットからの面談の申し込みも受け付けています。詳しくは、下記のアドレスにアクセスしてご覧ください。



<http://soudan.osakaben.or.jp/freetel/index.php>

内部告発(公益通報)以外の法律相談はこちらへ

大阪弁護士会 総合法律相談センター

TEL 06-6364-1248



携帯電話からのアクセスはこちら →
<http://www.osakaben.or.jp/p/soudan/>

